

犯罪に巻き込まれないために（銀行口座 編）

日本語

他人にキャッシュカード等を譲り渡した場合



他人から依頼されて銀行口座を開設した場合



他人にキャッシュカードや通帳を譲り渡したり、譲り受けるのは犯罪です。また、第三者に利用させる目的で口座を開設するのも犯罪です。

あなたが譲り渡した銀行口座が犯罪に使われると、あなた名義の口座が全て凍結され、使えなくなるおそれがあります。

キャッシュカード等を他人に譲り渡した場合

犯罪による収益の移転防止に関する法律
1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

他人のために銀行口座を開設した場合

詐欺罪

10年以下の拘禁刑



県警公式サイト

福岡県警察本部 国際捜査課

